

令和2年4月ご利用分から 在宅介護支援金制度が変わります

令和2年4月ご利用分より在宅介護支援金の支給要件が下記のとおり改正となります。
申請の際はご注意くださいようお願いいたします。

～在宅介護支援金とは～

本市に住所を有する在宅の高齢者等が下記の条件を満たす場合、常時介護する高齢者と同居（同住所可）し、生計をともにしている配偶者あるいは3親等内の親族の方に対して5,000円/月を支給する制度です。

項目	改正前（～令和2年3月ご利用分まで）	改正後（令和2年4月ご利用分から）
介護度	要介護4・5の方	要介護3・4・5の方
対象期間	3～8月、9月～翌年2月を対象とします。 ※令和2年3月分につきましては、改正前と同じ取り扱いとなりますので、令和2年3月分のみで現行の申請書での申請をお願いします。	4月～翌年3月の期間を対象とします。 注：改正後の申請時期につきましては、翌年の4月以降となります。
対象者及び対象となる月	・月の介護サービス※利用額が利用限度額の50%以内の月が対象となります （※福祉用具購入、住宅改修は除く） ・施設への入所（短期入所含む）及び病院への入院の日数が、月の半数の日を超えない月。	・介護サービス※を対象期間中に、10日以内の範囲で利用している方。 （※福祉用具貸与、福祉用具購入及び住宅改修は除く） ・施設への入所（短期入所含む）及び病院への入院の日数が、月の半数の日を超えない月。
その他要件	・介護保険料の滞納がないこと。	変更なし

【お問い合わせ】

白山市健康福祉部長寿介護課

TEL (076) 274-9529